

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
保安林の指定解除予定通知(二八六・二八七・森林整備課)	1
小規模卸売市場の廃止の許可(二八八・平鹿地域振興局農林部)	1
小規模卸売市場における卸売業務の廃止の届出(二八九・平鹿地域振興局農林部)	2
大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(二九〇・二九一・商工業振興課)	2
障害者就業・生活支援センターの指定(二九二・労働政策課雇用対策室)	3
風致地区の区分を定める告示の一部改正(二九三・都市計画課)	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可(二九四・二九五・秋田地域振興局建設部)	3
過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の工事の完了(二九六・道路環境課)	4
道路区域の変更(二九七・道路環境課)	4
道路区域の変更及び供用開始(二九八・三〇〇・道路環境課)	5
道路の供用開始(三〇一・道路環境課)	6
河川区域の変更による廃川敷地等(三〇二・河川課)	6
建築基準法による道路位置の指定(三〇三・山本地域振興局建設部)	7
大規模小売店舗の変更に關し聴取した意見の概要(三〇四・商工業振興課)	7
結核予防法による医療機関の指定(三〇五・本荘保健所)	7
公告	
特定調達契約に係る落札者の指定(リハビリテーション・精神医療センター)	7
県営土地改良事業工事の完了(鹿角地域振興局農林部)	8
土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)	8
県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部) 四件	8

土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	8
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(仙北地域振興局農林部)	8
土地改良区の役員の就任の届出(平鹿地域振興局農林部)	9
土地改良事業工事の完了の届出(雄勝地域振興局農林部)	9
選挙管理委員会告示	
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(三九)	9

告 示

秋田県告示第二百八十六号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 解除予定保安林の現在場所
平鹿郡山内村大松川字桑沢三の一・字小松根沢山三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び平鹿地域振興局農林部並びに平鹿郡山内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百八十七号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 解除予定保安林の現在場所
由利郡岩城町二古字凡ノ下南平一の一八(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利郡岩城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百八十八号

秋田県卸売市場条例(昭和四十六年秋田県条例第七十一号)第二十三条の五の規定により、次のとおり小規模卸売市場の廃止を許可したので、同条例第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名(名称)	所 在 地	取 扱 品 目	廃止許可年月日
大島水産卸売市場	大島水産有限公司 代表取締役 大島 定義	平鹿郡平鹿町浅舞字六日町後一五二	水産物	平成十六年三月十六日

秋田県告示第二百八十九号

秋田県卸売市場条例(昭和四十六年秋田県条例第七十一号)第二十三条の十四において準用する同条例第八条の規定により、次のとおり卸売業務を廃止する旨の届出があつたので、同条例第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

卸売業者氏名	名 称	所 在 地	取 扱 品 目	廃止年月日
	大島水産有限公司 代表取締役 大島 定義			
大島水産卸売市場	平鹿郡平鹿町浅舞字六日町後一五二	水産物	平成十六年三月三十一日	

秋田県告示第二百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビックフレック横手店
横手市横手町字大関越百二十五番ほか

- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十六年三月十八日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
横手市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年三月二十六日から同年四月二十六日まで

秋田県告示第二百九十一号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

茨島ショッピングプラザ

秋田市茨島一丁目十二番一ほか

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十六年三月十八日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年三月二十六日から同年四月二十六日まで

秋田県告示第二百九十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十三条の規定により、平成十六年三月十七日付けで同法第三十四条に規定する業務を行う者として次のとおり指定したので、同法第三十五条において準用する同法第二十七条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所

社会福祉法人 いずみ会

秋田市泉菅野二丁目十七番十一号

二 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地

秋田市泉菅野二丁目十七番二十七号

秋田県告示第二百九十三号

風致地区の区分を定める告示（昭和四十五年秋田県告示第三百十七号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

表琴浦風致地区の項及び大沢風致地区の項を削る。

表以外の部分中「次のように」は、省略し、変更後の図面は、土木部都市計画課を「関係図面は、建設交通部都市計画課」に改める。

秋田県告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称 秋田市

二 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画公園事業五・五・一千秋公園

三 事業施行期間

平成八年五月三十一日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称 秋田市

二 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画公園事業三・三・一一光沼近隣公園

三 事業施行期間

平成四年五月二十二日から平成十七年三月三十一日まで
 四 事業地

- (一) 収用の部分
 平成四年秋田県告示第三百八十二号、平成九年秋田県告示第三百三三号、平成十一年秋田県告示第三十七号の事業地のうち土崎港相染町字沼端地内において事業地を変更する。
- (二) 使用の部分
 平成四年秋田県告示第三百八十二号、平成九年秋田県告示第三百三三号、平成十一年秋田県告示第三十七号の事業地のうち土崎港相染町字沼端及び土崎港相染町字

家ノ下地内において事業地を変更する。

秋田県告示第二百九十六号
 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定による市町村道の工事を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

市町村名	路線名	工事の完了した区間	工事の種類	工事の完了した日
峰 浜 村	田中線	山本郡峰浜村沼田字砂坂七番四から山本郡峰浜村田中字後野十二番三まで	道路改良・橋梁整備	平成十六年三月十五日

秋田県告示第二百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧	新	旧	十二所花輪大湯線	A	大館市十二所字堂ヶ沢一一番二から字三ツ谷向ヒ七二番二まで	五・〇〇〇〇～一九・五〇〇〇	一・七五九〇
				B	大館市十二所字堂ヶ沢一一番一から字三ツ谷向ヒ七二番二まで	一〇・五〇〇〇～五九・〇〇〇〇	一・七三一一
				A	大館市十二所字堂ヶ沢一一番一から字三ツ谷向ヒ八二番三まで	五・〇〇〇〇～一九・五〇〇〇	一・五九〇〇
				B	大館市十二所字堂ヶ沢一一番一から字三ツ谷向ヒ七二番二まで	一〇・五〇〇〇～五九・〇〇〇〇	一・七三一一
				A	大館市十二所字堂ヶ沢一一番二から字三ツ谷向ヒ七二番二まで	五・〇〇〇〇～一九・五〇〇〇	一・七五九〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県道		新	
	十二所花輪大湯線	大館市十二所字堂ヶ沢一―一番一から字三ツ谷向ヒ七二番二まで	一〇・五〇〇〇五九・〇〇
		B 大館市十二所字堂ヶ沢一―一番一から字三ツ谷向ヒ七二番二まで	一〇・五〇〇〇五九・〇〇
			一・七三二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月二十六日から同年四月八日

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十六年三月二十六日

秋田県告示第二百九十八号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道		旧新別		道路の種類	
新	旧	路	線	区	間
百七号	百七号				
		敷地の幅員(メートル)			
		一五・〇〇〇	四五・八〇		
		延長(キロメートル)			
		〇・〇九五	〇・〇九五		

秋田県告示第二百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十六年三月二十六日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月二十六日から同年四月八日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類		旧新別		路線名	
新	旧	路	線	区	間
鷹巣川井堂川線	鷹巣川井堂川線				
		敷地の幅員(メートル)			
		一三・五〇〇	三一・〇〇		
		延長(キロメートル)			
		〇・一〇二	〇・一〇二		

北秋田郡合川町川井字相善岱四六番三七地先から字家ノ後一四九番地先まで

を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第三百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
能代市字新山前85番地一 佐藤典子	能代市字新山前百二十番の内、八十五番 一の内、百二十番地先 道、水路	五・九八メートル	四・三七〇メートル	平成十六年三月十七日

秋田県告示第三百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

(二) 縦覧期間

平成十六年三月二十六日から同年四月二十六日まで

秋田県告示第三百五十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ刈和野店
仙北郡西仙北町刈和野字沼田十二 一ほか
- 二 西仙北町長の意見
店舗の営業時間が二十四時間となることから、深夜、早朝の騒音や店舗、駐車場、車両の光線等により周辺地域の生活環境に影響を与えることが予想されるため、これらに関する苦情、相談があった場合は誠意を持って対応し、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
西仙北町役場 企画振興課

名称	所在地	指定年月日
オレンジ薬局	秋田県本荘市出戸町字岩淵下四十一	平成十六年三月十五日

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号。以下「令」といふ。）第十一条の規定により、公示する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る特定役務の内容及び数量

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地

三 落札者を決定した日

平成十六年三月八日

四 落札者の名称及び住所

株式会社東北ダイケン秋田支店 秋田市中通二丁目二番三十二号

五 落札金額

五千五百八十七百二十七円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 令第六条の規定による公告を行った日

平成十六年一月二十七日

県営土地改良事業（乳牛地区ため池等整備事業）につき、その工事を平成十六年二月四日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、飯田川町土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名

南秋田郡飯田川町飯塚字飯塚五十六番地

下虹川字俣ノ内五十八番地の一

字塊袋二十九番地

富 樫 金 美
伊 藤 繁 雄
賀 藤 銀 一 郎

平成十六年三月十二日県営土地改良事業（東山本地区ほ場整備事業）担い手育成

型）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十六年三月十七日県営土地改良事業（土淵地区ほ場整備事業）（担い手育成型）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十六年三月十九日県営土地改良事業（西ノ又地区第一工区土地改良総合整備事業（一般型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十六年三月十九日県営土地改良事業（落合地区土地改良総合整備事業（一般型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、協和町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年三月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、仙北郡高梨土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業（橋本2地区農地等高度利用促進事業（農地維持保全部型））の施行について、平成十六年三月十七日認可したので、同条第十一項に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山城水系土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

就任理事の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

平鹿郡大森町板井田字東水沢二十七番地一

佐藤 守

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、東成瀬村から土地改良事業（入道地区基盤整備促進事業（かんがい排水）に係る工事が平成十五年十一月二十五日完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十九号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第一号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

特別養護老人ホーム欣寿園

大曲市飯田字堰東百七十六番地

を
特別養護老人ホームこもれびの社

大曲市飯田字堰東二百三十五番地

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十六年三月十六日付け秋田県公報第千五百五十五号掲載の秋田県告示第二〇三十八号（道路の区域変更）（原稿誤り）

十

終わり
から七

一五二三・五

は

一・五二四

の誤り。

終わり
から五

一五二三・五

は

一・五二四

の誤り。

終わり
から三

一三八一・五

は

一・三三二

の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄